令和６年度償却資産（固定資産税）の申告について

市税務行政につきまして、平素から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、伊東市内において事業用償却資産を所有されている方は、地方税法第３８３条の規定により、毎年１月１日現在における当該資産についての申告が必要となっております。

つきましては、記載例をご覧の上、期限までに必ず申告書の提出をお願いいたします。

≪申告をしていただく方≫

令和６年１月１日（賦課期日）現在で、伊東市内において土地・家屋以外の事業用に供することのできる償却資産を所有している方。

◎提　出　期　限　　**令和６年１月３１日（水）**

◎提　出　書　類　　**（それぞれに該当するものを提出してください）**

１　**前年申告がある方**・・・令和５年１月２日から令和６年１月１日の間に増加又は減少があった場合は種類別明細書に記入して申告をしてください。

（１）令和６年度償却資産申告書　　※増加・減少がない方は申告書のみ提出

（２）増・減がある人　⇒　種類別明細書

増加⇒増加資産・全資産用　減少⇒減少資産用に記入

２　**電算申告の方**　・・・・電算申告とは、電子計算機（会計ソフト等）で全資産について評価額を計算し、取得価額、取得年月、耐用年数を出力するとともに、申告する方法

※電算申告される方は、必ず全資産申告をしてください。

３　**新規事業者及び初めて申告される方**

※令和６年１月１日現在伊東市に所有している全資産を申告ください。

（１）令和６年度償却資産申告書

（２）種類別明細書(増加資産・全資産用）に全資産を記入

４　**令和６年１月１日現在までに、事業を廃業、解散等された方**

※令和６年度償却資産申告書の「18　備考」の「4　解散・廃業」欄に　年　月を記入し、該当に〇をして、償却資産をどのように処分したかを「5　その他」欄に記入してください。

（例…全て廃棄処分、建物に含めた形で売却など・・・）

５　**ｅＬＴＡＸ（エルタックス）で申告される方**

※利用についてのお問い合わせは、地方税共同機構

（エルタックスヘルプデスク　http s ://www.eltax.lta.go.jp）へお願いします。

電話０５７０－０８１４５９（受付時間９：００～１７：００／土日祝及び年末年始を除く）

６　**その他**

伊東市の各出張所では提出できませんのでご了承ください。

郵送申告される方で受付印を希望する場合は、返信封筒(切手貼付)を同封してください。

※伊東市のホームページでも、詳細をご覧になれますのでご利用ください。

申告の対象となる償却資産

１　申告の必要な資産

申告が必要な資産は、土地及び家屋以外の有形固定資産で、原則として耐用年数が１年以上かつ１個又は１組の取得価格（附帯費用を含む）が１０万円以上の事業用の資産です。ただし、１０万円未満でも、法人税法又は所得税法の所得の計算上、減価償却資産として固定資産勘定に計上した資産は、申告の必要な資産になります。

２　次のような資産も、事業の用に供することができる状態であれば申告の必要な資産になります

（１）「中小企業等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例制度」を適用する取得価格３０万円未満の資産
（２）自動車税・軽自動車税の課税対象とならない車両及び運搬具
（３）簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
（４）償却済み資産（法定の減価償却を終えたが、事業の用に供している資産）
（５）決算期以後に取得された資産でまだ固定資産勘定に計上されていない資産
（６）遊休資産及び未稼働資産（いつでも稼動できる状態の資産）
（７）借用資産（リース資産）であっても、契約の内容が割賦販売と同様である資産
（８）建設仮勘定で経理されている資産で、令和６年１月１日現在完成しているもの
（９）資本的支出（改良費）に該当するもの
（１０）福利厚生の用に供するもの

３　申告の必要がない資産

（１）一括償却資産（取得価格が２０万円未満で、法人税法又は所得税法の規定により一括して３年間で均等に償却する資産）
（２）自動車税又は軽自動車税の課税対象となる資産
（３）無形固定資産（ソフトウェア、特許権、電話加入権等）
（４）美術品等（取得金額１００万円未満のもの及び複製で装飾的な目的で使用しているものは除く）
（５）繰延資産（試験研究費等）
（６）棚卸資産（貯蔵品、商品等）
（７）家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める設備等

固定資産税(償却資産)について

償却資産の申告　事業用償却資産の所有者は、毎年１月１日現在における当該償却資産について申告をしていただきます。

申告されない場合　地方税法第３８６条及び伊東市税賦課徴収条例第７５条の過料規定が適用される場合があります。

課税標準額　１月１日現在の償却資産の価額で償却資産課税台帳に登録されたものです。

税率及び税額　税率…１００分の１．４（１．４％）　税額…課税標準額×税率（１．４％）

免税点　課税標準額が１５０万円に満たない場合は課税されません。

【注意】納税　１年分一括又は年４回に分けて納めていただきます。

納税通知書発送　発送予定は令和６年４月中旬頃です。

課税台帳の閲覧　申告にもとづいて償却資産の価格等が決定されますと、償却資産課税台帳に登録します。この課税台帳は課税課において閲覧できます。

申告書の提出・お問い合わせは

〒４１４－８５５５　静岡県伊東市大原二丁目１番１号

伊東市役所　総務部課税課　資産税係　償却資産担当　電話：（０５５７）３２－１２７７（直通）

高層棟２階　課税課　固定資産税（償却資産担当）窓口　※ 郵送可